

目次

- ▶ 活動内容のご紹介
- ▶ 国内の動向
 - マイナンバー法案
- ▶海外の動向
 - ▶ EUデータ保護指令改定
 - ▶ Googleプライバシーポリシー改定

活動内容のご紹介

- ▶ 2012年度活動状況
 - ▶ 第43回~第48回 計 6回開催
- 主な活動内容
 - マイナンバー法案の動向調査
 - ▶ EUデータ保護指令改正の動向調査
 - > 参考文献
 - ▶ EUデータ保護指令改定に関する調査・分析報告書 JEITA
 - ▶ 個人情報保護制度における国際的水準に関する報告書 消費者庁個人情報保護委員会

など

マイナンバー法案

▶ 情報提供ネットワークシステム

マイナンバー制度の中核システムとして行政機関や自治体の間で住民 の個人情報を連携させる「情報提供ネットワークシステム」は、以下のよ うな調達スケジュールになる見通しである

- 本調達の公告:2013年11月15日ころ
- 提案書の受け付け期限:2014年1月14日ころ
- 落札事業者の決定:2014年2月半ばころ

マイナンバー法案

▶ マイ・ポータル

住民が自身の情報が行政機関にどのように利用されているかを確認するための仕組みである「マイ・ポータル」は、全体のスケジュールを2カ月ほど後ろにずらして進める

- ▶ 本調達の公告:2014年1月下旬
- ▶ 提案書の受け付け期限:2014年3月24日ころ
- ▶ 落札事業者の決定:2014年4月半ばころ

マイナンバー法案

- ▶ 個人情報の漏えいと不正利用防止
 - 政府・行政機関が保有する個人情報の内容やアクセス記録の本人 確認
 - 監視・監督にあたる第三者機関「特定個人情報保護委員会」(7名)
 - 罰則規定:4年以下の懲役または200万円以下の罰金

- > 主な改定内容
 - ▶ 指令(Directive)から規則(Regulation)に格上げ
 - ▶ 個人データ保護の権利の強化
 - ▶ 自己情報コントロール権の強化(忘れられる権利など)
 - ▶ 個人が権利行使する手段の改善
 - データセキュリティ強化
 - ▶ 管理者(controller)や処理者(processer)の説明責任の強化
 - ▶「個人データ」の範囲の拡大の可能性
 - ▶ EU域内でのデータ保護ルールの一元化
 - ▶ グローバル環境でのデータ保護ルールの詳細化

JEITA:

EUデータ保護指令改定に関する調査・分析 報告書

▶ 調査の背景

今回のEUデータ保護指令改定で、規制が強化された側面が大きく、日 本企業の事業環境に与える影響は少なくないと考えられるため日本企 業にとっての問題点・課題を整理している

総論

個人情報保護法よりもEU指令よりのプライバシーマーク制度であっても、 EU規則案よりも緩やかである

- プロファイリングを受けない権利の規定がない
- ▶ 第三国への個人情報移転を禁じていない
- ▶ 独立的な監督機関(第三者機関)に関する規定がない 等

JEITA:

EUデータ保護指令改定に関する調査・分析 報告書

▶ EUデータ保護指令改定の日本企業への影響

EU域外の日本企業等であっても、下記に該当するようなオンラインサ ービス事業者、パーソナルクラウド事業者、オンライン広告事業者、スマ

- ートフォンアプリ事業者等には、EU規則が適用される
 - ▶ EUに居住する個人に商品やサービスを提供している場合
 - ▶ EUに居住する個人の行動をモニターしている場合
- ⇒ 日本企業は国内法とEU規則の二重遵守を強いられ、 多大な追加的負担が発生すると考えられる

> 考察

実態として、日本国内で困っている企業はなさそうに見える

- ▶ 現地法人を使うなどして回避できているのでは?
- ▶ EUから日本企業に対する強制力がはたらかないのでは?

▶ システム管理基準

- I. 情報戦略 1.3 全体最適化計画の策定
- (2)全体最適化計画は、コンプライアンスを考慮すること。
- ⇒外部専門家(現地の弁護士等)を用意する必要がある

2012年1月24日

Googleがプライバシーポリシーを整理統合する方針を発表

2012年2月3日

EUのデータ保護に関する第29条作業部会から情報提出の要請を 受けた

2012年2月18日

CNILは第29条作業部会の依頼を受けて新ポリシーの初回分析を 実施し、「Googleの新ポリシーは欧州のデータ保護指令の条件を 満たしていない」との仮判断を下した

2012年3月1日

Googleがプライバシーポリシーを改定

2012年3月16日

CNILがEUを代表して調査を続け、69項目の公開質問状を送付

2012年10月16日

CNILはGoogleに対して警告

- •法的な「不規則性」を示しており、欧州の法律を「順守していない」 可能性がある
- ・範囲が「広すぎ」であり、ユーザーがもっと自分のデータを 管理できるようにすべき

第29条作業部会は、CNILの勧告に応じるまで3~4か月の猶予を与えた

2013年2月18日

CNILが声明を発表

- •Googleは正確な回答を全く渡してこない
- •4か月の期限が過ぎても明確な回答がなかったと批判

2013年2月28日

CNILは「Googleの協力を得ながら同社への調査を続け、必要な措置を取ることを決定した」という内容のニュースリリースを発表 夏前には何らかの措置が実行される見通し

15

▶ Google検索の「サジェスト機能」を巡る訴訟でGoogle敗訴

検索サイト「グーグル(Google)」利用者の男性が、自分の名前を Googleに入力すると、身に覚えのない犯罪行為が表示されるとして、米 Googleに表示をやめるように求めて提起していた訴訟で、2013年4月 15日、東京地方裁判所において判決が言い渡された。東京地裁は「無 関係の単語を閲覧しやすい状況を放置し、男性の社会的評価を低下さ せた」として名誉棄損やプライバシー侵害に当たると認定。Googleに対 して表示の停止と慰謝料30万円の支払いを命じた。

出典: http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20130417/471481/

> 考察

特に設計段階でのコンプライアンスを考慮する必要がある リリース後の変更は、運用面、費用面において負担が大きくなる

▶システム管理基準

- I. 情報戦略 6. コンプライアンス
- (5) 法令、規範及び情報倫理規程の遵守状況を評価し、改善のために必要な方策を講じること。

個人情報保護専門監査人ブログのご紹介

▶ URL

http://blog.livedoor.jp/cmapp/archives/23980553.html



18